工事•作業入店規定

工事・作業施工届の提出と事前承諾

- 1. 工事・作業の入店は「工事・作業施工届」に所定事項を記入し、**6日前**までにピエリ守山事務所に提出し、 事前に承諾を得る。
- 2. 工事・作業には必ず工事責任者・防火責任者を定め、防火・防犯の管理責任を負う。
- 3. 長期間や長時間の作業については、別途に詳細な日程表を作成する。 また、毎日の「工事・作業施工届」はその都度起票し提出する。
- 4. 消防設備の移設変更を伴う場合は、消防署届出書類(工事中の消防計画)を事前に具備する。 「**工事中の消防計画**」は、**14日前**までにピエリ守山事務所に提出し承認を得、**7日前**までに防火管理者と 所轄の消防署へ提出する。

電気、火気、危険物の使用と安全確認

- 1. 電気(容量、回路)の工事・作業は事前にピエリ守山事務所と現場を調査し、安全確認を行う。 回路変更の場合は工事終了後に必ず電流測定と絶縁測定を実施しピエリ守山事務所へ報告をする。
- 2. 火気、危険物(溶接・溶断、高速カッター、ヘビーサンダー、シンナー・ラッカー塗料、接着剤等)を使用する場合は、「工事・作業施工届」にその旨記入し、防火責任者(工事会社の役職者等)は安全確認を行い、消火器・消火用水や防災・耐火シート等の適切な配備など防火管理の万全を期し、その責務を遂行する。

臨時警備を必要とする作業

- 1. 当日21:00~翌朝10:00までの工事・作業
- 2・シャッター、テンパーの開閉、店外での立哨(歩行者・車両の誘導など)
 - ・店内設備の扉の開閉錠(休憩時の外出・搬出入時の防災C扉の開閉を含む)
 - ・溶接・溶断作業が発生する
 - ・同時に複数箇所で作業する場合は、それぞれの作業場所に臨時警備を配置する
- 3. 高速カッター、ベビーサンダーを使用する (工事責任者の巡回の場合は臨時警備不要)
- 4. 売場什器の鍵取替え・取付作業(営業中の作業は不要)
- 5. 貴金属・時計・メガネ売場での作業(営業中の作業は不要)

※火気使用工事は、当日の工事終了2時間前までに終了し、工事責任者が火気点検を行う

- 注1)ラッカー・シンナー、溶接剤などの火気・危険物を使用する場合は、消防法を遵守する対応を取る 2)消防計画を提出している場合は、記載した対応を遵守する
 - 3)高所作業を伴う場合は、業者で補助作業員を配置する(臨時警備対応も可能)

入退店と作業中の遵守事項

- 1. 入店の際は防災センターで個々に入店手続きを行い、必要な点検を受け、入館証を着け入店する。 ※届出書との相違、その他規定違反の場合は入店を拒否する
- 2. 入店の際は所持品の点検を受け、タバコ、喫煙具及び店内陳列商品の類似品は防災センターに預ける。
- 3. 喫煙は防災センターにて指定された喫煙所で行い、指定灰皿と処理缶を使用する。
- 4. 店内作業及び外出方法は定められたルールを遵守し、その他管理事項は警備担当の指示に従う。
- 5. 工事・作業終了後は防災・防犯上の安全点検を行い、防災センターに入館証を返納、人員と所持品の点検を受けて退店する。
- 6. 万一事故の発生時は、防災センターに通報し、警備担当の指示に従い被害の軽減に努める。